省　令

○厚生労働省令第二十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月四日

厚生労働大臣　加藤　勝信

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（職員） **第十条**　（略） ２　（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 一～十　（略） ４・５　（略）	（職員） **第十条**　（略） ２　（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 一～十　（略） ４・５　（略）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。